

知財の広場

電子化手数料はきちんと納めましょう。

納めないと大変なことになりますよ！

出願や手続補正書など電子出願で可能な手続を書面（紙）で提出された場合は、電子化するための手数料（電子化手数料）の納付が義務づけられています（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）第9条）。

「電子出願で可能な手続」は、以下の URL でご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/paper/document/denshika/doc_list.pdf

以下に電子化手数料の納付までの流れを示します。書面を提出した後、1～2週間程度で登録情報処理機関から振込用紙が送られます。振込用紙が届いたら、忘れないうちに速やかに納付しましょう。納付は、書類提出の日から30日という期間になっています。

（参考）電子化手数料の納付までの流れ



出典：特許庁 「書面で手続する場合の電子化手数料について」

忘れて納付しないでおくと、手続補正命令書が送付されます。これに応答して電子化手数料を納付すれば大丈夫ですが、これも忘れてしまうと、手続却下処分を受けることとなります。出願手続を書面で行った場合では、出願が却下されてしまうこととなります。くれぐれもご注意を！

西脇 吉徳（知財ナビゲーター）